

平成25年度 宮津市1月補正予算（案）の概要

会 計	補正前予算額	補正予算額	計	対前年同期比	
				伸 率	H24 1月補正後
	千円	千円	千円	%	千円
一 般 会 計	11,335,572	0	11,335,572	2.0	11,117,951
特 別 会 計	7,377,937		7,377,937	△3.0	7,607,503
水 道 事 業 会 計	616,613		616,613	△1.2	624,041
合 計	19,330,122	0	19,330,122	△0.1	19,349,495

< 1月補正予算の概要 >

- 一般会計：（株）まちづくり推進機構が期限付き解散を決議したことを踏まえ、特別清算による手続きを進めるため、短期貸付金 595,900千円を限度に債権を放棄等することに伴い、貸付金回収金を減額し、それにより発生する歳入不足を補てんするもの。（歳入予算補正）

事業名	株式会社まちづくり推進機構の整理に伴う歳入予算の補正		補正予算額	財 源 内 訳				
				国庫支出金	府支出金	市 債	その他	一般財源
ビジョン 基本施策		ビジョン 重点戦略	0			595,900	595,900	0
補正理由	当初予算で計上しているまちづくり推進機構貸付金回収金を減額し、それにより発生する歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を発行するもの。		(参考)補正後予算額	特 定 財 源 の 内 訳				
			595,900	諸 市債	まちづくり推進機構貸付金回収金		595,900	第三セクター等改革推進債
目 的 目 標	株式会社まちづくり推進機構において解散が決議がされたことを踏まえ、特別清算手続きによる円滑な会社清算を進める。		背 景 経 緯	第三セクターの抜本的改革方針が出される。】国(総務省) 第三セクター等改革推進債を創設(H21~25) 「経営検討委員会」を設置し、会社のあり方を検討 (H24.7~H25.3 5回実施 H25.4.10報告) H25.12.20 臨時株主総会で期限付き解散を決議				
事業概要	<p>1 補正予算の内容 まちづくり推進機構貸付金回収金の減額 595,900千円(補正前:595,900千円) 当初予算で計上している回収金を減額するもの 第三セクター等改革推進債の発行 595,900千円(補正前:0千円) まちづくり推進機構貸付金回収金の減額に伴う財源補てんとして、第三セクター等改革推進債の起債を行うもの</p>		期待される 効果	行政サービスを維持しつつ、第三セクターに対する短期貸付金を解消するとともに、段階的・計画的に将来負担を軽減していくことができる。				
	<p>2 スキーム図</p>		【みやつビジョン2011以外の計画】	年度策定		計 画 期 間	年度まで	
			【市民参加の状況】	年度策定			年度まで	
			【先進性】	年度策定			年度まで	
			担当室・係	自立循環型経済社会推進室 まちづくり係 TEL 45-1607				

株式会社まちづくり推進機構の処理について

議案提出にあたって

株式会社まちづくり推進機構（平成 8 年 4 月 1 日 宮津市、民間企業等の出資により設立された第三セクター）は、浜町周辺の開発計画と相まって、平成 9 年 7 月に立体駐車場「パーキングはままち」の営業を開始したが、その後、バブル経済の崩壊のあおりを受け、民間部門の開発計画が大幅に縮小されるとともに、地域経済も長期低迷・構造的な不況に陥ったことから、駐車場の需要は大幅に下振れし、その経営は悪化を余儀なくされる状況となり、同機構においては、市も連携する形で経営改善の取組を行ってきた。

こうした中で、近年では、中心市街地のまちづくりの企画業務などの地域の活性化にも取り組み、加えて、平成 25 年 4 月からは、株式会社まちづくり推進機構経営検討委員会から提出された報告書に基づき、「まちづくり会社」として再生の方法を模索し、また、市においても、できる限りの支援を検討・協議してきたが、結果的に、「まちづくりのリーダー」としての活動を行っていくための人材や経営環境の改善見込みが立たないとして、平成 25 年 12 月 20 日に臨時株主総会を開催し、会社の解散を決議し、特別清算手続による清算事務を進めることとなった。

これを受け、同機構から宮津市に対して短期借入金の債務免除等の願いが提出され、市としても、同機構の特別清算手続が進められることが妥当と判断して、

宮津市が有する短期貸付金の債権放棄を行うこと

債権放棄等に伴う歳入不足を補てんするために第三セクター等改革推進債を起債する補正予算を組むこと

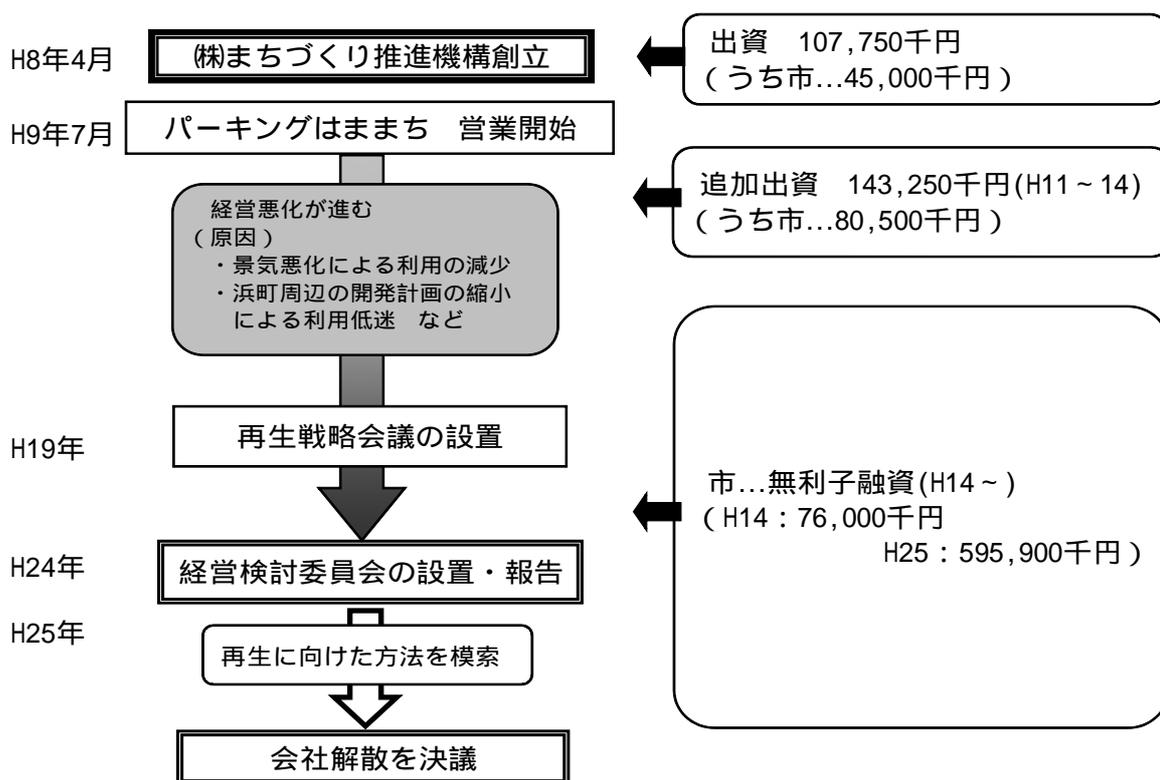
第三セクター等改革推進債の起債を行うに当たって京都府知事に許可の申請を行うこと

についての議案を提案するもの。

会社の概要

名 称	株式会社まちづくり推進機構
所 在 地	〒626-0012 京都府宮津市字浜町 3006 番地 TEL：0772-25-5121
設立年月日	平成 8 年 4 月 1 日
資 本 金	2 億 5100 万円 (うち宮津市が 1 億 2550 万円(資本金の 50%)を出資する第三セクター)
代表取締役社長	安達 幸三
主な事業	1. 駐車場の設置、運営、管理 2. UI ターンサポートセンターの運営 3. 中心市街地におけるまちづくりの企画業務 など
社 員	1 名

これまでの取組状況



宮津市が保有する権利の内容

債 権

- ・短期貸付金 595,900,000 円

有価証券

- ・株券 125,500,000 円

提出議案

権利の放棄及びこれに伴う和解について【議第1号】

宮津市が株式会社まちづくり推進機構に対して貸し付けた短期貸付金の債権（595,900,000円）を限度額として、特別清算手続きの中で協定又は和解により定めた額を放棄する議案

権利の相手方

京都府宮津市浜町 3006 番地

株式会社まちづくり推進機構

代表取締役社長 安達幸三

放棄の理由

株式会社まちづくり推進機構の解散

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について【議第2号】

宮津市が同機構から回収する予定であった短期貸付金債権を放棄等することにより発生する歳入不足を、第三セクター等改革推進債で補てんすることを目的に京都府知事に起債の許可申請を行うための議案

起債の限度額

595,900 千円

一般会計補正予算（第8号）【議第3号】

当初予算で計上しているまちづくり推進機構貸付金回収金を減額し、それにより発生する歳入不足を第三セクター等改革推進債で補てんしようとする補正予算議案

